

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景



(1) 国の子ども・子育て施策の動向

わが国では、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化が進んでいる一方で、高齢化は世界に例を見ない速度で進行しており、急速な少子高齢化社会が到来しています。こうした人口構造のアンバランスさは、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

それに加えて、都市化の進展、女性の社会進出に伴う低年齢児保育ニーズの高まり、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

こうした状況を受け、国では少子化対策として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を公布し、総合的な施策を展開してきました。しかし、その間においても、少子化の進行に歯止めがかかることはなく、都市部における待機児童の増加など、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大していることから、様々な課題解決を図るため、新たな支援制度を構築することとなりました。

平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、その後「子ども・子育て新システム」の検討がはじまりました。平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、新たな制度のもと、市町村においては、幼児期の教育・保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援を進めることとなっています。

■ 子ども・子育て関連 3 法のポイント

【子ども・子育て関連 3 法】

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

【趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

【主なポイント】

- 認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

(2)「関市子ども・子育て支援事業計画」策定の趣旨

本市においては、平成 22 年 3 月に「関市次世代育成支援行動計画<後期>」を策定し、「みんなであつろう 子どもの笑顔が輝くまち せき」を基本理念に、子ども・子育てに関する総合的な施策の展開に取り組んできました。

後期計画策定後も、市内 2 か所の地域子育て支援センターの機能の充実、中濃厚生病院内における病児・病後児保育室の開設、託児ルーム「あゆっこ」の開設など、保護者のニーズに合わせた子育て支援の拡充を進めています。その一方で、少子化に伴う入園児の減少から、保育園の統廃合も進められており、今後の人口の動向を見据え、適切なサービスの需給計画を立てていくことが求められています。

また、全国的な動向と同様、本市においても少子高齢化や、働く女性の増加による低年齢児保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は変化し続けています。

そこで、国や県の動向を踏まえつつ、関市における子ども・子育て支援の一層の推進を図ることを目的に、本計画を策定します。

■国と関市の主な流れ

年度	国の主な流れ		関市
	動き	内容	
H 15	次世代育成支援対策推進法公布(7月16日)	急速な少子化の進行等を踏まえ、国による行動計画策定指針、地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。	
H 16			武芸川保育園子育て支援センターを開設(「子育て支援センターははこぐさ」は平成10年開設)
H 20			関中央病院内において病後児保育「くるみ保育所」を開始
H 22	「子ども・子育てビジョン」閣議決定(1月29日)	「少子化対策」から「子ども・子育て支援」への転換を打ち出す。	<ul style="list-style-type: none"> ・「関市次世代育成支援行動計画<後期>」策定 ・子育て支援スタッフ派遣事業開始
	子ども・子育て新システム検討会議設置(1月29日)	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行う。	
	待機児童解消先取りプロジェクト(11月)	待機児童の解消に向けた取り組みは喫緊課題であることから、子ども・子育て新システムのうち、すぐに実施が可能なものから前倒し実施を図る。	
H 24	子ども・子育て関連3法公布(8月22日)	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法が公布される。	

年度	国の主な流れ		関市
	動き	内容	
H 25	子ども・子育て会議 設置 (4月)	内閣府に設置。子ども・子育てに関する諸事項を審議・調査する役割を担う。地方自治体においても地方版子ども・子育て会議を順次設置することとされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 託児ルーム「あゆっこ」開設 ・ 中濃厚生病院内において病児・病後児保育室「はもみん」を開始 ・ 関市子ども・子育て会議設置
H 26～	全自治体での計画策定	ニーズ量の把握、確保方策の検討を経て「子ども・子育て支援事業計画」を策定。	子ども・子育て支援事業計画策定

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。「次世代育成支援行動計画」は、本計画と関わりが深いため、引き続きその基本的な方向性や該当する取り組みを継承していきます。

計画最終年度である平成 31 年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。



3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、本市の最上位計画である「関市第 4 次総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

【国】



